

オークション規約一部改定のご案内

会員の皆様におかれましては益々のご健勝のこととお慶び申し上げます。皆様には、平素より格別のご配慮を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、この度シーエーエーでは、CAAオークション規約の一部を改定させていただきますので、ご案内申し上げます。

つきましては、下記の改定内容をご確認いただき、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

シーエーエーでは、今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、引き続き倍旧のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

2023年1月1日改定（2023年1月10日火曜日開催分より適用）

オークション規約本文の改定

【改定前】	対応	【改定後】
第11条（入会資格） ⑤ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、国際犯罪組織、国際テロリストおよびその他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）でないこと	変更	第11条（入会資格） ⑤ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、国際犯罪組織、国際テロリストおよびその他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）でないこと
第11条（入会資格） ⑥ 代表者、役員、従業員または実質的に支配する者が反社会的勢力でないこと	変更	第11条（入会資格） ⑥ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと
第11条（入会資格） ⑦ 反社会的勢力と取引または密接な関係がないこと	変更	第11条（入会資格） ⑦ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
第11条（入会資格）	追加	第11条（入会資格） ⑧ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと
第11条（入会資格）	追加	第11条（入会資格） ⑨ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと
第11条（入会資格）	追加	第11条（入会資格） ⑩ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
第11条（入会資格）	追加	第11条（入会資格） 2 会員は、入会後も、前項第⑤号ないし第⑩号の要件のいずれも満たすことを誓約するものとします。
第17条（連帯保証人） 4 連帯保証人は、第11条⑤号ないし⑦号の要件を満たさなければなりません。	変更	第17条（連帯保証人） 4 連帯保証人は、第11条第1項第⑤号ないし第⑩号の要件を満たさなければなりません。
第19条（会員の強制退会） ⑬ 反社会的勢力のためにCAAと取引したものと認められたとき	変更	第19条（会員の強制退会） ⑬ 第11条第1項第⑤号ないし第⑩号の要件を満たさないと認められたとき、または反社会的勢力のためにCAAと取引したものと認められたとき

【改定前】	対応	【改定後】
第19条（会員の強制退会）		第19条（会員の強制退会）
	追加	② 会員もしくはその代表者、役員、従業員または会員を実質的に支配する者が、日本の外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）もしくは日本またはその他の国の輸出管理ならびに貿易制裁および経済制裁に関する法令に違反する輸出または取引を行ったとき
第19条（会員の強制退会）		第19条（会員の強制退会）
② その他CAAの会員としてふさわしくない行為があったとき	変更	② その他CAAの会員としてふさわしくない行為があったとき
第23条（禁止行為）		第23条（禁止行為）
⑧ 落札自動車等を大量破壊兵器または通常兵器の開発等に用いられるおそれがある相手先に輸出し、または不正輸出の疑いのある販売目的に使用するなど、輸出貿易管理令等の貿易に関する法令に違反する行為	変更	⑧ 落札車両その他CAAの仲介によって売買される車両に関連して、日本の外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）もしくは日本またはその他の国の輸出管理ならびに貿易制裁および経済制裁に関する法令に違反する輸出または取引を行うこと
第37条（売買契約の強制解除）		第37条（出品の取消しおよび売買契約の強制解除）
1 CAAは、出品店と落札店との間で売買契約が成立した場合であっても、出品から落札に至る経過、出品または落札価格、その他諸般の事情に鑑み、オークション取引として異常であると判断した場合については、当該売買契約を解除して無効にすることができるものとします。	変更	1 CAAは、出品から落札に至る経過、出品または落札価格、その他諸般の事情に鑑み、オークション取引として異常であると判断した場合については、出品店による出品を取消し、または、出品店と落札店との間で売買契約が成立した場合であっても、出品店又は落札店に事前に通知することなく、直ちに、当該売買契約を解除することができるものとします。
第37条（売買契約の強制解除）		第37条（出品の取消しおよび売買契約の強制解除）
	追加	2 CAAは、出品店または落札店の本規約への違反を認める場合（第19条第⑩号に規定する場合および第23条第1項第⑧号に規定する場合を含みます。）、出品店による出品を取消し、または、出品店と落札店との間で売買契約が成立した場合であっても、出品店または落札店に事前に通知することなく、直ちに、当該売買契約を解除することができるものとします。
第37条（売買契約の強制解除）		第37条（出品の取消しおよび売買契約の強制解除）
	追加	3 CAAは、前2項の規定に基づき出品を取消し、または売買契約を解除した場合であっても、これにより出品店または落札店に生じた損害または不利益について、一切の責任を負いません。

書類細則の改定

【改定前】	対応	【改定後】
書類細則 11.自動車税相当額 等		書類細則 11.自動車税相当額 等
◎軽自動車は、名義変更保証金として落札店より1万5千円をCAAが預かり、名義変更後に清算する。（名義変更日が年度をまたいだ場合は、自動車税相当額を差し引きます。）	変更	◎軽自動車は、3月の取引分のみ落札店より自動車税相当額をCAAが預かり、名義変更後に清算する。
書類細則 14.預かり金清算		書類細則 14.預かり金清算
◎自動車税相当額および名義変更保証金の清算は、CAAの定める手続きにより行う。	変更	◎自動車税相当額の清算は、CAAの定める手続きにより行う。

以上